

令和6年度スズメバチ等駆除業務仕様書

1 総則

京都市保健福祉局医療衛生推進室（以下「甲」とする。）と受託者（以下「乙」とする。）はスズメバチ等駆除業務の委託契約を締結する。

なお、乙は仕様書に基づき、日本国の法令を遵守し、誠実に履行しなければならない。

2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 業務地域

本市内全域

4 業務内容

(1) スズメバチ等駆除作業

駆除作業に関しては、次のとおり実施することとする。

ア 甲が指示する場所に営巣するハチ目スズメバチ科スズメバチ亜科に属するハチ（以下「スズメバチ」という。）を駆除対象とし、前記以外のハチについては駆除対象外とする。（ただし、学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は保育所、児童館等）が駆除依頼者である場合及び甲が緊急対応が必要であると判断した場合においては、この限りではない。）

イ 乙は、甲から「スズメバチ駆除受付・依頼書（別紙1）」による通知を受けた場合、速やかに駆除依頼者に連絡をし、生息状況及び実施場所等を聞き取り、駆除日時の調整をする。

ウ 乙は、薬剤を用いて駆除する場合は、使用方法及び使用上の注意事項を遵守し、必要最小限の使用量にとどめる。

エ 乙は、人体及び環境への影響の少ない薬剤を使用することとし、法令等を遵守し、適正に薬剤を保管する。

オ 乙は、駆除業務に従事する作業員には、必ず熟練した者を当て、安全かつ必要な人数をもって作業班を編成し、実施に当たっては、防護服及び防護ヘルメット等を必ず着用し、安全対策を講じたうえで実施する。

カ 乙は、駆除作業を行うに当たり、周辺に悪影響を及ぼすことのないよう配慮するとともに、駆除依頼者の所有物等を破損しないよう安全対策を講じる。

キ 乙は、甲の指示に基づき駆除を行った場合、駆除依頼者から現場で駆除費用の一部を自己負担金（スズメバチ駆除1件につき1万円）として徴収し、駆除依頼者に領収書を発行する。ただし、生活保護受給世帯については、駆除依頼者から自己負担金を徴収せず、自己負担金相当額（スズメバチ駆除1件につき1万円）を別途、駆除依頼者住所を所管する各区・支所の保健福祉センター健康福祉部生活福祉課に請求する。

なお、学校等からの依頼及び緊急対応案件に該当する場合は、駆除依頼者から自己負担金を徴収しない。

ク 乙は、駆除依頼者又は駆除依頼者が指定した立会人に対し「スズメバチ駆除報告書（別紙２）」に記名押印または署名を求める。

ケ 乙は、駆除依頼者の錯誤等により駆除が実施できない場合、その理由を駆除依頼者に説明するとともに、甲に報告する。

コ 甲が緊急に駆除する必要があると判断した場合は、乙は甲の指示に従い、直ちに駆除を行う。

（２） ハチの生態等に関する研修の実施

乙は、次のとおり研修を実施することとする。

ア 乙は、ハチ駆除相談業務に携わる本市職員に対し、知識向上を目的としたハチの生態等に関する研修会を実施する。

イ 実施時期は、５月から６月頃の平日開庁時間内とする。ただし、別の時期に追加で開催することは差し支えない。

ウ 開催日時については甲と協議を行い、多数の職員が受講できるよう、同一の内容で複数回実施すること。

エ 会場については甲と協議のうえ、京都市医療衛生センター（京都市中京区御池通高倉西入高宮町２００番地）近辺において乙が用意すること。

オ 乙は、研修の実施に先立ち、その内容について甲と十分に打合せをするとともに、研修会に関する実施日時や対象人数、内容及びその他適正に執行するために必要な事項を記載した実施計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

（３） 報告書の提出

ア 乙は、「受付状況報告書（別紙３）」を作成し、甲の求めに応じて提出しなければならない。

イ 乙は、週ごとに「駆除依頼者情報等報告書（週報）（別紙４）」を作成し、甲に提出しなければならない。

ウ 乙は、月ごとに、業務状況を取りまとめ、翌月の１０日までに、「スズメバチ駆除報告書（別紙２）」、「スズメバチ駆除月報（別紙５－１、５－２）」及び「月間薬剤使用量等月報（別紙６）」を甲に提出しなければならない。

なお、「スズメバチ駆除報告書（別紙２）」は駆除１件ごとに作成し、駆除作業実施前・実施後の現場写真及び領収書の写しを添付すること。

また、駆除依頼者の都合により駆除が実施できず、駆除依頼日から１箇月以上が経過している案件についても、併せて甲に報告すること。

エ 乙は、４（２）に定める研修会について、当該年８月１０日までに、研修実施報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

なお、報告書は、実施した日時、場所、受講人数及び研修内容等が分かるものとする。

また、別の時期に追加の研修会を開催した場合は、別途、同様の報告書を提出すること。

5 駆除予定件数

- (1) 750件（スズメバチ700件、学校等及び緊急対応50件）
ただし、予定件数を超えた場合も駆除業務を遂行するものとする。
- (2) 駆除についてはハチの巣1個を1件として計上する。複数人からの駆除依頼であっても駆除対象が同一の巣であれば1件の駆除とし、一方、1人の駆除依頼者からの同一敷地内における駆除依頼であっても、複数個の巣を駆除した場合はその個数を件数として計上する。ただし、屋根裏等に営巣し、ハチの巣の個数が不明（視認できない）の場合においては、駆除作業1回を1件として計上する。
- (3) 8月から10月（以下「繁忙期」という。）に、年間駆除件数の約半数が集中する。また、ハチの生育は気候（日照時間及び気温等）に左右されるため、駆除予定件数が大きく増減することがある。大幅な増減があった場合でも、本市は何ら補償しない。

6 乙の条件

- (1) 24時間、365日の対応が可能であること。
- (2) 駆除業務を遂行する場合、甲からの指示があればその指示に従うこと。
- (3) 駆除等の受付対応者、苦情処理対応者、駆除業務従事者をそれぞれ別個に配置すること。
- (4) 京都府消毒営業取締条例第3条に基づく消毒営業許可を取得していること。
- (5) 駆除業務従事者の全てが乙の職員として京都府消毒営業取締条例施行規則第6条第1項の規定に基づく消毒営業従事員証の交付を受けていること。
- (6) 業務従事者は駆除依頼者に対し、乙の職員である身分証明書の提示をするとともに、身分及び氏名を明らかにする名札を着用すること。
- (7) 業務従事者は、常に誠実な態度で駆除依頼者に分かりやすい説明を行うこと。
- (8) 使用する薬剤及び機材等は、人又は建築物等にとって安全に配慮されており、駆除依頼者の所有物を破損しないなどの安全措置が講じられていること。
- (9) 駆除対応人数については、適正な作業が行えるよう考慮した作業人員を配置すること。
- (10) 薬剤を安全に保管する場所を十分に確保できること。

7 費用の負担

駆除作業に使用する薬剤代、機材代、研修会実施に係る講師謝礼及び資料代等、委託内容に係る費用は全て乙の負担とする。

また、4（2）に定める研修会以外に追加の研修会を開催した場合は、開催に係る費用は全て乙の負担とする。

8 権利譲渡の禁止

乙は、契約により生じる権利義務の一部又は全部を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

9 損害の負担

乙は、駆除業務によって発生した事故等（甲の責任によるものを除く。）による損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、速やかに甲に報告するとともに、乙の責任において処理し、損害を負担しなければならない。

10 秘密保持

乙は、当業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守し、知り得た個人情報については、みだりに他人に知らせ、又は当業務の目的以外に使用してはならない。また、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

なお、これらは、契約期間終了後及び契約解除後においても同様とする。

11 禁止行為

- （１） 乙は、甲の信用を失墜する行為をしてはならない。
- （２） 乙は、本委託業務に関して、駆除依頼者と別途金銭契約を交わし、駆除を行ってはならない。ただし、この仕様書の適用範囲外において実施する場合はこの限りではない。

12 委託料の支払い

- （１） 駆除費用については、甲は1箇月ごとに乙の請求に基づき支払うものとする。
なお、乙は、駆除した月の翌月の10日までに甲に請求すること。
- （２） 4（２）に定める研修会の実施費用について、甲は乙の請求に基づき研修会の終了後に支払うものとする。乙は、当該年8月10日までに、甲に請求すること。
- （３） 甲は請求のあった日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

13 契約の解除

甲は、乙が以下のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。

- （１） 乙の業務が著しく不誠実と認められ、この契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- （２） 本契約に関して、乙の職員に不正又は不当な行為があったとき。

14 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

スズメバチ駆除受付・依頼書

別紙1

様

京都市

受付番号	—	担当者	
受付日時	月 日 時 分	FAX送付日時	月 日 時 分
依頼者氏名		電話番号	自宅 — — 携帯 — —
巣の所在地	京都市 区		
駆除業者からの電話に 応対できる時間(※)	☐ いつでも ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ その他(時 ～ 時) (9時～17時の間で指定してください。)		
受付区分	☐ 一般 ☐ 生活困窮者 ☐ 学校等 ☐ 緊急		
確認事項等 区分「一般」の場合、 全てを了承していること。 (最下行を除く。)	☐ スズメバチである。		
	☐ 巣のある場所(または出入口)が確認できる。		
	☐ 巣のある場所は自宅である。		
	☐ 「駆除」といっても、巣自体は取り除かずに毒餌等の薬剤を用いて駆除を行う場合がある。		
	☐ 現場でスズメバチでないことが判明すれば、駆除しない。		
	☐ 巣がない場合、飛遊するハチだけを駆除することはできない。		
	☐ 駆除依頼者もしくは依頼者が認める者の立会いが必要である。		
	☐ 駆除時に駆除業者がスズメバチ駆除1件につき1万円を現金で徴収する。		
	☐ 営巣状況によっては、家屋や樹木等が傷ついたり、薬剤等で汚れたりすることがある。		
☐ 駆除依頼が殺到している場合は、駆除するまでに日時がかかることがある。			
☐ <u>生活保護受給世帯の場合</u> 、各区(支所)保健福祉センター生活福祉課に状況等を確認する場合がある。			
予想されるハチの種類 (学校等、緊急のみ)			
備考欄			

※ 混み具合によっては、御希望に添えないこともある旨お伝えください。

実施者記入欄

処理日		担当者		記事	
月 日 : ~ :					
月 日 : ~ :					
依頼者	氏 名			電話番号	
	住所				
巣の状況	閉鎖空間	① 天井、屋根裏 ② 壁間 ③ 樹洞 ④ 土中 ⑤ その他()			
	開放空間	① 軒下 ② 生垣 ③ 樹枝 ④ 物干し ⑤ その他()			
	地 上 高	m	形状、寸法		
駆除した ハチの種類	☐ コガタスズメバチ(営・飛・空)		☐ オオスズメバチ(営・飛・空)		
	☐ キイロスズメバチ(営・飛・空)		☐ その他 ()		
使用薬剤	ネグホン g	ハチミツ g	バルサン	個	
	スミチオン乳剤 ml	その他()			

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業員の監督)

第4条 受注者は、従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業員に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。
ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせたときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

- 第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

- 第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
 - 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生・報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。